平成２３年（フ）第８８０号
神戸市須磨区妙法寺字東谷839番地の２
破産者　川﨑はま子
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５号
徳島県小松島市横須町19番40―13号
破産者　杉浦　敏彦
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３２号
徳島県鳴門市大津町矢倉字六ノ越24番地５
破産者　工藤　孝志
１　決定年月日　平成23年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１号
北海道滝川市黄金町西４丁目１番37号レジデンス・ツヅキ101号室
破産者　新宅　尚光
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
北海道旭川市春光台２条３丁目１番18号
破産者　北村　　巧
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０５号
北海道旭川市緑が丘東５条１丁目６番３―28号　道住82Ｒ３―28号
破産者　山本久美子
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４２号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第４地割80番地11
市営石鳥谷駅西団地Ａ棟３号
破産者　佐々木　正
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１３７号
秋田県南秋田郡五城目町馬場目字杉沢11番地
破産者　石川　稔彦
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９９号
福島県田村市船引町船引字城ノ内121番地
下里団地１棟８号
破産者　遠藤　勝由
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２１００号
神奈川県藤沢市下土棚447番地の28
破産者　角丸　佳弘
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２１０号
横浜市磯子区杉田坪呑１番３―103号
破産者　石館　繁子
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９３号
川崎市高津区久末1955番地９
破産者　浜田　次郎
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
川崎市高津区久末1955番地９
破産者　浜田喜美子
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２０号
川崎市中原区上平間684番地
破産者　池田　義章
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
長野市青木島町青木島乙162番地84
破産者　米山　志保
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
京都府宇治市広野町中島17番地の１　エスリード宇治広野307号
破産者　岡村剛こと　盧　　成剛
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９５６号
京都市南区東九条河辺町23番地18、登録原票上の居住地京都市南区西九条島町33番地９
破産者　海島鐘哲こと　朴　　鐘哲
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
鳥取県米子市両三柳4485番地７
破産者　吉田　孟弘
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１号
福岡県大牟田市上屋敷町２丁目187番地
破産者　松木田隼人
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第２５３号
沖縄県宜野湾市志真志２丁目21番５―306号　コーポ当山
破産者　玉城　　功
１　決定年月日　平成23年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部